

報告第 18 号

令和 5 年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計
継続費精算報告書について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 2 項の規定により、令和 5 年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計継続費精算報告書を議会に報告する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

新宮町長 桐 島 光 昭

令和5年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計継続費精算報告書

(単位:円)

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較				
				年割額	左 の 財 源 内 訳				支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支出済額 の差	左 の 財 源 内 訳			
					特定財源			一般財源		特定財源			一般財源		特定財源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他	
1 事業費	1 事業費	法適化移行支援業務委託料	4年度	3,520,000		3,500,000		20,000	3,520,000		3,500,000		20,000					
			5年度	1,485,000		1,400,000		85,000					1,485,000		1,400,000		85,000	
			計	5,005,000	0	4,900,000	0	105,000	3,520,000	0	3,500,000	0	20,000	1,485,000	0	1,400,000	0	85,000